

1

はじめに

令和元年東日本台風（台風第19号）は、中部、関東甲信越、東北の1都12県の極めて広範囲で気象災害が発生し、未曾有の被害をもたらしました。

本県においても、下仁田町で県内観測史上最大となる24時間雨量609ミリを観測するなど、西毛・吾妻地域を中心に水害や土砂災害が発生し、県民の命と財産に甚大な被害をもたらしました。

このため本県では、今後も気候変動の影響等により「同規模の気象災害は毎年のように発生するかもしれない」という危機感から、令和元年12月27日に都道府県で初となる「群馬・気象災害非常事態宣言」を発出しました。

この宣言を踏まえ、県土整備部では頻発化・激甚化する気象災害の新たな脅威にしっかりと対応できる「災害レジリエンスNo.1」の実現に向けて、令和2年12月に「ぐんま県土整備プラン2020」を策定し、「ソフト」と「ハード」が一体となった防災・減災対策をこれまで以上に加速させることとしました。

この「ぐんま・県土整備プラン2020」の策定に合わせて土砂災害対策を一層加速化させるとともに、新たな課題にも対応していくため「土砂災害対策推進計画」を見直すこととしました。

新たな「土砂災害対策推進計画2021」では、今まで以上にソフト・ハード対策が一体となった土砂災害対策を計画的かつ重点的に取り組むこととしており、将来、土砂災害による死者・負傷者がゼロとなり、県民生活への土砂災害リスクを限りなく小さくすることを目指して、国、市町村など関係機関との連携により本計画の推進に努めていきます。

※災害レジリエンス：

想定外の大規模な災害時においても、致命傷を回避しつつ被害を最小化する「防災力」、そして、県民の暮らしや経済活動を速やかに立ち直らせる「回復力」のこと。災害に対する強靱性。

2

計画の内容

2.1 土砂災害対策推進計画とは

この計画は、土石流やがけ崩れなどの土砂災害から県民の生命と財産を守るため、ハザードマップや避難計画の作成などの警戒避難体制構築の支援（ソフト対策）と砂防えん堤やがけ崩れ防止施設などの施設整備（ハード対策）を「どのような考え方で、どのように進めていくか」を示す県土整備分野の個別基本計画です。

2.2 計画期間

今回策定する「土砂災害対策推進計画2021」の計画期間は、令和3年度から令和11年度までの9年間とします。なお、概ね5年ごとに見直しを行います。

2.3 計画の目的

群馬県は県土の約7割が丘陵山岳地帯で、浅間山、草津白根山、日光白根山、赤城山、榛名山の5つの活火山があり、脆弱な火山噴出物に広く覆われています。これらの急峻な地形や不安定な地質に加え、近年では平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など想定を超える豪雨などにより、大規模な土砂災害が頻発化しており、土砂災害のリスクが高まっています。

また、群馬県では平成16年から土砂災害のおそれのある箇所について調査を開始し、令和元年度末時点で、土石流や地すべり、がけ崩れなどの土砂災害が発生するおそれがある箇所約9,000箇所を抽出し、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を指定しています。

指定された土砂災害警戒区域内には人家5戸以上または要配慮者利用施設、避難場所が存在する危険箇所が約3,600箇所あり、このうち土砂災害防止施設の整備（ハード整備）が完了した箇所は、令和元年度末時点で約1,200箇所にとどまっています。今後も土砂災害防止施設の整備を推進していきますが、すべての危険箇所のハード対策を完了させるには、膨大な費用と時間が必要です。

このような状況下においても、ソフト・ハードが一体となった土砂災害対策を効率的かつ効果的に推進することで、できる限り多くの県民の生命と財産を守ることを目的として策定するものです。